

ワークプレイスチャージング導入事業公募要領

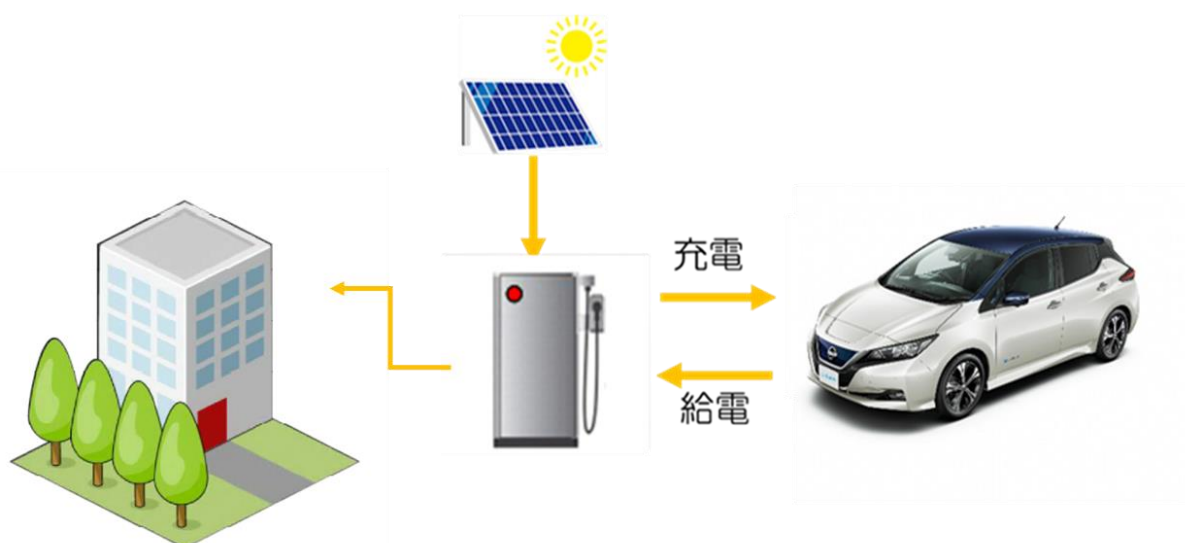
1 事業の目的

本県では、「かながわスマートエネルギー計画」の基本政策である「安定した分散型エネルギーの導入拡大」に向け、電気自動車の導入を促進するため、充給電器等を民間施設に導入し、エネルギー自立型施設の普及促進を行います。

2 事業の内容

電気自動車等（EV・PHV）で通勤している従業員が職場で充電を行うワークプレイスチャージング設備の導入と、電気自動車等の蓄電池を活用したエネルギー自立型施設の普及につながる設備を構築するモデル的な取組を支援します。

<イメージ図>



3 事業の要件

神奈川県内でワークプレイスチャージング設備の導入及びエネルギー自立型施設の構築を行うため、個人事業者又は法人（公共法人を除く）が下記(1)～(2)の設備を導入し、効率的なエネルギーマネジメントを行う事業。

なお、設備については、既設設備を転用し、増設・改造する場合にも対象とします。ただし、既設設備の撤去に関する費用は補助対象に含まれません。

(1) ワークプレイスチャージング設備及びV2B設備

- ア 充給電器
- イ 充電器
- ウ 蓄電池
- エ 上記設備の設置に必要な設備

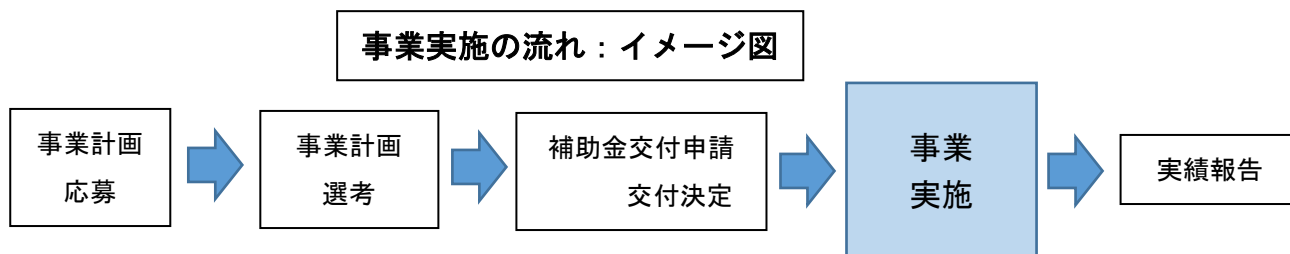
※アは必ず設置すること

(2) 再生可能エネルギー発電設備

- ア 太陽光発電設備
- イ 風力発電設備

- ウ その他の再生可能エネルギー発電設備
 - エ 上記設備の設置に必要な設備
- ※ア、イ、ウのいずれかを必ず設置すること

4 事業実施の流れ



選考された事業計画に則して事業を行う事業者は、別に定める補助金交付要綱に基づき、県に対して補助金の交付申請手続きを行ってください。この申請に基づき、県が補助金の交付決定を行った後、事業計画に則して補助事業を実施してください。

※導入設備の運用開始後は、県が行う効果検証にご協力していただく必要があります。

効果検証の内容例

- ワークプレイスチャージングの導入効果
- 電力需要ピーク時における導入設備を活用したエネルギーマネジメントの状況
- 電気自動車等の蓄電池の効果的な活用方法
- 電気料金の削減効果等

5 応募者の要件

(1) 事業者の構成等

ア 応募できる者は、2に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く）とします。

イ 事業計画書等の応募書類を提出するとともに補助金の交付申請等を行う事業者を「代表事業者」とします。複数事業者で応募する場合には、代表事業者を定めください。代表事業者以外の事業者を「共同事業者」といいます。

(2) 代表事業者の要件

代表事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があり、誓約書（第2号様式）の提出をもってその事実を確認します。

ただし、アについては、県職員が現地調査を行い確認する場合があります。また、コについては、提出された役員等一覧表に記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条に基づく排除措置の対象該当性について確認しますので、予めご了承ください。

ア 日本国内に次の各号のすべてに該当する事業所を有し、現に営業の実体を有していること。

(ア) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話等の通信機器、複写機

その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。

(イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。

(ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。

(エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿を備えていること。

(オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。

イ 事業計画書に基づく事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。(債務超過の状況にないこと。)

ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

エ 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

オ 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て。

(イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て。

(ウ) 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て。

カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

キ 県税その他の租税を滞納していないこと。

ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 代表者又は役員の中に、暴力団員（法第2条6号規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

(3) リース事業者の取り扱い

ア リース事業者

事業実施に当たり、リース方式を導入する場合には、リース事業者も応募者となります。

イ リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されている必要があります。

ウ リース期間

導入する設備は、財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約としてください。なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後にリースを受ける者に譲渡する契約も認めます。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ってください。

6 応募書類の提出等及び提出後のスケジュール

(1) 応募書類の提出期間等

ア 応募書類の提出期間

平成30年6月7日（木曜日）から平成30年7月13日（金曜日）17時15分まで

※受付は8時30分から12時、13時から17時15分。土日・祝日を除きます。

イ 質問受付

質問専用の問い合わせフォームで受け付けます。

URL : <https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1528098192221>

※電話での問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。

ウ ヒアリング

応募書類受付後に行います。なお、応募書類事業計画書等の受付時に、個別に日程及び時間を調整します。

エ 選考委員会

「8 選考」を参照してください。

オ 選考結果公表

平成30年7月下旬頃

(2) 応募書類の提出方法

ア 提出書類

所定事項を記載して提出してください。必ず所定の様式を使用してください。様式は、ワークプレイスチャージング導入事業ホームページからダウンロードできます。

(ア) 事業計画書（第1号様式1-1～1-4）

(イ) 補助事業に係る見積書の写し

※設備ごとの経費が記載されていない場合には、内訳書を添えて提出ください。

※設備をリースする場合は、貸与料金算定根拠明細書（第1号様式別紙1）をあわせてご提出ください。

(ウ) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳がわかる書類

(エ) 工事に関する計画図及び説明書（任意様式）

(オ) 法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（コピー不可、発行から3ヶ月以内のもの）

個人事業者の場合：運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）

※事業計画の選考後に代表事業者が別に定める補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請手続きを県へ行う際に、補助金の交付申請書の受理日時点で本事業計画書添付の現在事項全部証明書等が発行日から3ヶ月を経過している場合又は登記事項に変更が生じている場合には、改めて提出してください。また、複数事業者で応募する場合には、補助金の交付申請手続きを県へ行う時点で、全ての共同事業者の現在事項全部証明書等を提出してください。

(カ) 誓約書（第2号様式）

(キ) 直近2会計年度の決算書類又はそれに代わるもの

※代表事業者の直近2会計年度（前期、前々期）の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の文書。新たに作成する必要はありません。）

(ク) リースにより設置する場合は当該契約書（案）

(ケ) その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出してください。）

イ 提出部数

正本1部、副本9部。

事業計画書を保存したCD-R1枚を併せて提出してください。

ウ 提出方法

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ郵送又は持参により提出してください。

エ 事業計画書の提出後の取扱い

(ア) 事業計画書の変更、差替え、再提出、返却には原則として応じません。

(イ) 事業計画書の著作権は、代表事業者に帰属します。

(ウ) 事業計画書は、応募内容の選考及び選考後の事業運営以外には、使用しません。

(エ) 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は代表事業者が負います。

7 応募書類の記載方法

別添の「ワークプレイスチャージング導入事業応募書類記載要領」を参照してください。

8 選考

(1) 選考手続

ア 選考手続

書類選考と事業計画書等に関するヒアリングを行った後、有識者等で構成する選考委員会を開催し、評価項目ごとに評価して、合計点が高い順に予算額の範囲内で事業計画を選考します。

なお、選考結果については、代表事業者あてに文書で通知します。

イ 選考基準

事業計画は、次の評価項目ごとに評価します。

| | 評価項目 | 評価内容 |
|---|----------------------|---|
| 1 | 代表事業者の経営状況 | 代表事業者の経営状況は安定しているか。 |
| 2 | 事業の実施体制 | 本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 |
| 3 | 事業の実施スケジュール | 本事業を着実に実施できるスケジュールが設定されているか。 |
| 4 | ワークプレイスチャージングの内容 | 従業員の通勤車両や社用車への充電が効果的に実施できるか。 |
| 5 | エネルギーマネジメントの内容 | エネルギー自立型施設に必要な設備を導入しているか。 電気自動車等の蓄電地を活用した効率的なエネルギーマネジメントを行うこととしているか。 |
| 6 | 補助事業に必要な費用と期待される事業効果 | 期待される事業の効果は費用対効果の観点から優れたものか。 |
| 7 | モデル事業としての妥当性、将来的な展開等 | 将来的な発展性、継続性、モデル事業として期待される波及効果の観点から優れているか。 |

※合計点が高い順に予算額の範囲内で事業計画を選考します。

※審査員の平均得点が 50 点（100 点満点）を超えない計画は、順位如何に関わらず自動的に不採用とします。

※同点の場合には、「モデル事業としての妥当性、将来的な展開等」の項目の点数が高いものをから順に採択します。さらに同点の場合は、審査委員が協議の上決定します。

9 補助金の概要

(1)に掲げる補助の対象となる事業の期間内に実施される事業の実施に要する経費に対し、県の予算の範囲内でワークプレイスチャージング導入事業費補助金を交付します。

(1) 補助の対象となる事業の期間

平成 30 年度内の事業開始から事業完了までの期間とし、事業開始日及び事業完了日は次のとおりです。

ア 事業開始日：次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。

- ・補助対象設備を購入した日
- ・補助対象設備のリース契約をした日
- ・補助対象設備の設置工事の着工のあった日
- ・設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助事業に係る設計のあった日

イ 事業完了日：補助事業の実施に係る工事及び設計の完了した日又は補助事業者の設備、工事及び設計の請負業者等に対して補助事業にかかるすべての支払が完了した日のいずれか遅い日とする。

(2) 補助金の交付を受ける者

補助金は、代表事業者からの申請に基づき、代表事業者に対して交付します。

(3) 補助額及び補助対象経費

補助事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」といいます。）に補助率1/3を乗じた額で、補助限度額は次のとおりとします。（千円未満は切り捨て）

表1 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 | 上限額 |
|------|---------------------|-------------|
| 設計費 | 表2に記載の設備の設計に要する経費 | 合計 2,000 万円 |
| 設備費 | 表2に記載の設備の購入に要する経費 | |
| 工事費 | 補助事業の実施に必要な工事に要する経費 | |

表2 補助対象設備

| 設備名 | 内容 | 備考 |
|------------------------|---|---------------------------|
| ワークプレイスチャージング設備及びV2B設備 | (1) 充給電器 (2) 充電器 (3) 蓄電池 (2) 上記設備の設置に必要な設備 | (1)は必ず設置すること |
| 再生可能エネルギー発電設備 | (1) 太陽光発電設備 (2) 風力発電設備 (3) その他の再生可能エネルギー発電設備 (4) 上記設備の設置に必要な設備 | (1)、(2)、(3)のいずれかを必ず設置すること |

ア 国の補助金の交付を併せて受ける場合

補助事業の実施に際して、補助対象経費にかかる国の補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金を控除した経費とします。

イ 消費税及び地方消費税相当額の扱い

消費税及び地方消費税相当額を控除した経費とします。

ウ 建築物の建材等と補助対象設備を一体で設置する場合

補助対象設備を建築物の建材等と一体で設置する場合には、建材等を単独で設置するときに要する経費を控除した経費とします。

(4) 補助金の交付予定総額（予算額）

2,000 万円

(5) 県の他の補助金との取り扱い

本補助金は、県の他の補助金との併用はできません。

※本補助金の補助対象設備等に補助対象が及ばない補助金との併用については、この限りではありません。

(6) 利益排除

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費

がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

10 留意事項（補助金の取消等）

(1) 実施状況の確認

事業計画の選考後、状況確認をするため、事業に係る契約書等の確認や現地調査等を予定しています。

(2) 補助金交付決定の取消等

事業計画の交付決定後、次の事項が判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じます。

なお、詳細は別に定める補助金交付要綱を参照してください。

ア 事業計画書等の虚偽記載

提出された事業計画書等に虚偽の記載があり、事業計画の選考に影響を及ぼしたと認められる場合

イ 選考された事業計画の内容と実施状況の差異

選考された事業計画の内容と、現に締結された補助事業に係る契約等の内容が、本公募要領で課した要件を逸脱しており、事業目的の達成が困難であると認められる場合（内容の軽重に鑑み、是正指導又は補助金の交付決定の取り消し）

ウ その他

補助金の交付条件に違反する場合など

11 採択案件の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等を県ホームページ他にて公表します。

なお、当該事業者の財産上の利益、競争上の優位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

12 問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4133（直通）

「平成30年度 ワークプレイスチャージング導入事業」ホームページ

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f4259/wpc.html>

※事業内容に関する質問は、本公募要領6(1)イの方法によってください。